

町民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

町の申告受付について

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土日除く

▼場所 役場4階第1会議室

▼受付時間 9時～11時45分、13時～16時

▼申告内容

○町民税申告

○簡易な確定申告(申告書A)
：年金、給与収入が対象です。

※事業や不動産収入・各種譲渡所得・損失の繰越・青色申告等の確定申告書Bを使用する方・住宅借入金等特別控除(初年度)・過去の確定申告の相談は、税務署が開設する会場で申告をお願いします。

▼持ち物

○本人確認書類(マイナンバーカードまたは、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類)

※代理による申告、町会場で確定申告をされる場合、本人確認書類の写しの添付が必要です。

○申告書(会場内配布有)、印鑑

○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、合計額を計算し、明細書を作成してきてください。)

○前年の申告書の控え一式

○所得税の還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの

年金受給者の方の申告

申告書の内容は、国民健康保険などの算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

年金の源泉徴収税額には、社会保険料や生命保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されていません。各種控除を受ける場合には確定申告もしくは町民税申告が必要です。

確定申告について

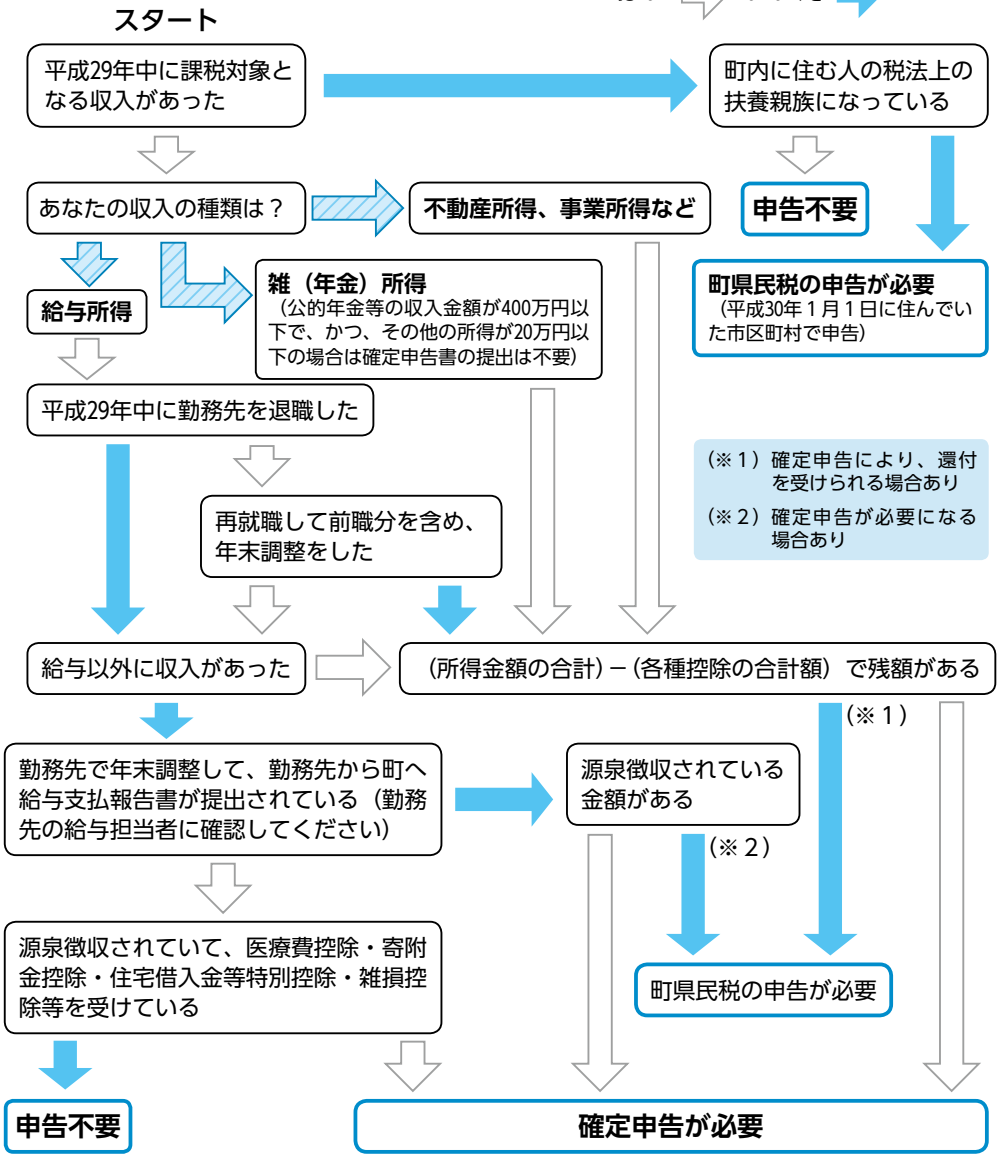
平塚税務署 ☎(22) 1400

町民税について

税務課 ☎内線253



はい → いいえ →



私は申告が必要ですか？



【注意】
1 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
2 公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町民税の申告は必要です。